

【重要・要確認】

7 高長社第 1794 号

令和 8 年 3 月 16 日

各介護保険事業所 管理者 様

各高齢者関係施設 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の受付開始について（周知）

日ごろから介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 7 年 12 月の県議会において、長期化する物価高騰への対応や介護職員等の処遇改善を図るため、介護事業所等を対象とした支援事業に関する予算が議決されたところです。

つきましては、高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の受付を開始しますので、当課のホームページに掲載した内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

交付申請 令和 8 年 3 月 16 日（月）～令和 8 年 4 月 15 日（水）までに申請をお願いします。

※令和 8 年 4 月 1 日以降に要した経費を対象とします。

実績報告 補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 8 月 20 日のいずれか早い日までに提出が必要となります。

具体的な基準単価や補助対象経費等については、別表 1 及び別表 2 をご確認ください。

なお、交付申請に当たっては、別添資料及び交付要綱の内容をご確認いただき、専用の電子申請ページから申請をお願いします。

当課ホームページのリンク先：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026030500288/>

【QRコード】



【照会先】

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課
福祉・介護職員処遇改善等支援交付金窓口
電話：(令和 8 年 3 月 31 日まで)
080-7958-5755、080-7191-7302
(令和 8 年 4 月以降)
088-823-9058
※平日 9:30～16:00（土日祝除く）
メール：j-kourei@ken.pref.kochi.lg.jp

別表第1（第4条関係）介護事業所等サービス継続支援事業

基準単価（1事業所又は1定員当たり）		補助対象事業所・施設			
事業所・施設等の種別（※1）		（1）介護サービスを円滑に継続するための対応 気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	（2）災害備蓄等への対応 災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等		
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型（同一建物減算算定事業所）	20万円／事業所		
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	30万円／事業所		
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	40万円／事業所		
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	50万円／事業所		
5	訪問入浴介護事業所	20万円／事業所			
6	訪問看護事業所				
7	訪問リハビリテーション事業所				
8	通所介護事業所			1月あたり延べ利用者数300人以下	20万円／事業所
9				1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	30万円／事業所
10				1月あたり延べ利用者数601人以上	40万円／事業所
11	通所リハビリテーション事業所			20万円／事業所	
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く）				
13	福祉用具貸与事業所				
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
15	夜間対応型訪問介護事業所				
16	地域密着型通所介護事業所				
17	認知症対応型通所介護事業所				
18	小規模多機能型居宅介護事業所				
19	認知症対応型共同生活介護事業所				
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く）				
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
22	居宅介護支援事業所				
23	介護老人福祉施設	0.6万円／定員			
24	介護老人保健施設				
25	介護医療院				
26	地域密着型介護老人福祉施設				
27	短期入所生活介護事業所				
28	養護老人ホーム				
29	軽費老人ホーム				
補助対象経費の例（※2）		<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機／サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・備品等の購入等経費</p>	<p>【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】</p> <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>		
補助対象外経費の例		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における研修等の実施費用（研修等を外部事業者へ委託する場合の費用を含む。）、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用 ・取得費用が50万以上など財産処分の制限の対象となる備品等の購入費用 			
補助額		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を補助することができるものとする。 ・補助については、1事業所・施設当たり1回までとする。 			

※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。
 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員は、令和7年4月1日時点の定員により判断する。
 事業所・施設等のうち交付申請時点で指定等を受けているものを補助対象とする。
 各介護予防サービスは補助対象外とする。
 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象外とし、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 対象経費は例示であり、本補助金の目的に即した支出であれば補助対象に含めて差し支えないものとする。

別表第2（第4条関係）介護施設等サービス継続支援事業

基準単価（1事業所又は1定員当たり）	
施設等の種別（※1）	補助対象事業所・施設
1 介護老人福祉施設	1.8万円／定員
2 介護老人保健施設	
3 介護医療院	
4 地域密着型介護老人福祉施設	
5 短期入所生活介護事業所	
6 養護老人ホーム	
7 軽費老人ホーム	
対象経費	食材料費等
補助額	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに基準単価と補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 補助については、1施設当たり1回までとする。

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断する。
 施設等のうち交付申請時点で指定等を受けているものを補助対象とする。

【補助金の申請にあたっての留意事項】

● 交付申請受付期間

令和 8 年 3 月 16 日（月）から令和 8 年 4 月 15 日（水）まで

● 対象経費

令和 8 年 4 月 1 日以降に要した別表 1（介護事業所等サービス継続支援事業）及び別表 2（介護施設等サービス継続支援事業）に記載の経費が対象

なお、別表 1 については、

- ・ 事業所における研修等の実施費用（研修等を外部事業者へ委託する場合の費用を含む。）、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用
- ・ 取得費用が 50 万以上など財産処分の制限の対象となる備品等の購入費用などは対象外経費となりますので、ご注意ください。

● 提出方法

以下の電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19059

● 提出書類（様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただけます）

- ・ 交付申請書（申請書、申請額一覧、個票（1 事業所ごとに 1 シート作成してください）、必要に応じて銀行口座情報）
- ・ 県税の納税証明書（納税義務を要しない場合は「納税義務がない旨の申立書」）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しをご提出ください。（高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金で令和 8 年 1 月 1 日以降の日付の証明書を提出いただいた場合は不要）

● 補助金の交付時期

実績報告書提出後の精算払い

● 変更交付申請

- ・ 補助金額の 20 パーセント以上の減額又は介護事業所等サービス継続支援事業と介護施設等サービス継続支援事業の事業種類間での経費の配分の変更を行う場合などは事前に変更交付申請が必要となります。

● 実績報告時期

- ・ 補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 8 月 20 日のいずれか早い日までに提出が必要です。